

2023年10月20日第4回SOFTIC判例ゼミの所感

(栗田)

2017年4月の提訴から6年あまりの歳月を経て、2023年5月18日に最高裁判決が下されたこの案件は、それまでに、2019年7月1日に第一審判決が下され、さらに2021年3月26日に控訴審判決が下されており、それら3つの判決が、それぞれ異なった判決理由を述べております(結論は第一審判決がフェアユースを肯定、控訴審判決と最高裁判決がフェアユースを否定)。それに加えて、最高裁判決では、法廷意見と真っ向から対立する詳細な反対意見がありました。

こうした事情もあり、ゼミ生間のディスカッションでは、フェアユース成立の有無をめぐって、もうすこし活発な議論ができたのかもしれないと思いました。発表者である私の力不足を痛感しております。

最高裁判決は、「著作権侵害と主張されている使用」の具体的態様に着目して、当該使用の「目的と性質」を問題にしており、もし、本件で問題にされている使用が、「プリンスの追悼雑誌の表紙に複製して掲載する」のではない使用態様であれば、別の結論が出る可能性もあったのではないかと個人的には考えております。上記の点は、補足意見でより明確に述べられていますので、こうした問題意識をもっと強調すればよかったかもしれません。

また、個人的には、今回の最高裁判決が、合衆国著作権法106条と107条が相互に排他的なものではないとしながらも、後者の変容的使用として要求されるトランスフォーメーション(変容)の程度が、前者の派生的著作物の基準を満たすトランスフォーメーション(変容)の程度を超えていなければならないと判示した点に注目しています。

いずれにしても、米国のフェアユース成立の有無に関する重要事案を第一審から上告審まで通して検討することができ、極めて有意義であったと思っております。ありがとうございました。

(佐々木)

今回アンディ・ウォーホル事件判決の発表を担当して、名前自体は知っている判例だったものの、内容についてはよく知らず、また、アメリカのフェアユースの規定についても内容をよく知らなかったため、それぞれを勉強する良い機会となりました。

発表を通しての感想としては、結局「変容的使用(transformative use)」についてはあまりよく理解できなかったため、他のフェアユースに関する判例等

を勉強してより深く理解していきたいと感じました。

準備不足ということもあり、あまり地裁、控訴審、最高裁のそれぞれの判決について十分に検討して臨むことができませんでした。発表での石新先生の講評などを聞き、最高裁での反対意見も決して無視できるようなものではなく、十分説得力のあるものだと気づくことができました。

時間のある時に補足意見から反対意見までじっくり読めたらと思います。また、今後フェアユースに関する判決が出たら、そのたびにキャッチアップするようにして、アンディ・ウォーホル事件判決とも比較しつつ見ていこうと思います。